

付言

付言の例：後継者が長男で、他の相続人の遺留分を侵害している場合

(ここでの相続人は、長男、次男、三男の三名とする)

「私が長男一郎に、次男次郎、三男三郎より多くの財産を相続させるのは、一郎が日夜私の片腕となり家業を助けて財産形成に協力してくれたからである。また、今後事業を引き継ぐに当たって、一郎が経営を少しでもしやすいように考えたからである。次郎と三郎は独立して立派に経済生活を営んでいるので私の思いを十分に理解してくれると信じている。

どうか私の意見を尊重して、財産を争うようなことはくれぐれも起こさないで、兄弟仲良く幸せな人生を過ごして欲しい」